

茨城県私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科

「奨学のための給付金」【家計急変世帯への支援】のご案内

1. 制度の概要【家計急変世帯への支援】

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

2. 給付要件

7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対しては、家計急変が生じた月の翌月（家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その月）の1日現在の状況によることとします。

- 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- **家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない）**

＜非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例＞この表に該当しない場合はお問い合わせください。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込	1,714,286 円未満	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満	3,714,286 円未満

※提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の方は算定方法が異なります。

※年収見込計算方法（会社員の方）…直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定致します。）

※災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※収入見込み額には退職金、失業手当は含めないものとする。

- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
県内の高校に在学する生徒で、保護者が県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。

3. 給付額（1人あたり）※詳細は、「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートを確認。

○7月まで（～6月30日）までに家計が急変した場合は、以下の給付額（年額）。

52,600円～138,000円

※ただし、オンライン学習による通信費負担がある場合は、年額に10,000円を加算した額を給付する。

○7月以降に家計が急変した場合は、年額を12で除して得た額に、家計急変が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和3年3月までの月数を乗じて得た額を給付する。

※ただし、オンライン学習による通信費負担がある場合は、1,000円（通信費単価（月額））に家計急変が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和3年3月までの月数を乗じて得た額を加算し給付する。

4. 支給の時期（予定）

申請後1～2か月以降

5. 申請方法

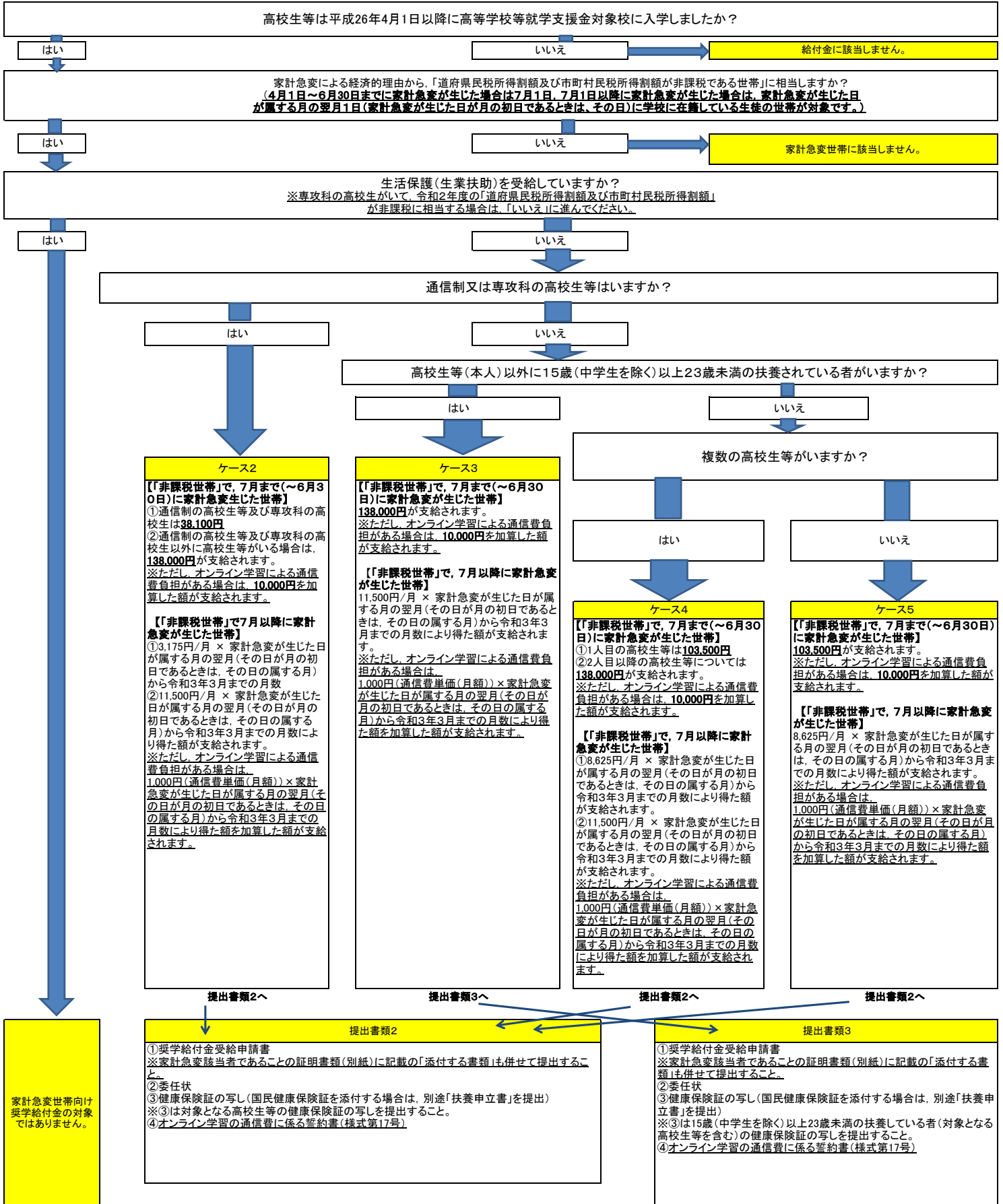
申請書類は、事務室または学校HPにて配布しています。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、必要書類を添付し、8月5日（水）までに学校へ提出してください。

※締め切り後も申請は随時受け付けますが、**令和3年2月末**を最終期限とします。

★お問い合わせ先：霞ヶ浦高等学校 事務室 【電話】029-887-0013

【家計急変】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート(県内私立高等学校等用)



茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和 2 年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書 **【家計急変】**

次の 4 点を確認の上、口にし点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、茨城県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は茨城県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。
- 家計急変により、保護者等の収入が前年同期と比較して悪化し、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税である世帯に相当します。**

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	TEL () -	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他 ()		

※日中に連絡が取れる携帯電話等の番号を記載してください。申請書の内容について確認させていただく場合があります。

【対象となる高校生等について】

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	霞ヶ浦高等学校					
		国立 ・ 公立 ・ 私立					
		学校の種類・課程・学科： 高等学校・全日制・普通科					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	~	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
				年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明	
						<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名	立	~	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
				年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明	
						<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

ふりがな			生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏名							
在学する学校	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立					
		学校の種類・課程・学科：					
	学校の所在地	都道府県	市区町村				
	学校設置者の名称						
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科				
過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	~	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
				年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明	
						<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	学校名	立	~	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
				年 月 日		なし 1回 2回 3回 4回 不明	
						<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

・備考欄（その他連絡について、要望等あれば記載して下さい。）

記入例

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

令和2年度茨城県私立高校生等奨学給付金受給申請書【家計急変】

次の4点を確認の上、口述しよを付してください。

- この申請書
 - この申請書
 - 私は茨城県
 - この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））
 - 家計急変により、保護者等の収入が所得割額及び市町村民税所得割額の
- 保護者等の住所・氏名を記入して下さい。保護者等がない場合は、生徒本人の氏名を記入して下さい。

ご確認のうえチェックボックスに必ずを入れて下さい。

めに従いその全額を即時返還します。は行っておりません。

申請者住所等	〒000-0000 茨城県水戸市笠原町0-0 TEL (000) 000-0000	ふりがな	いばらき いちろう
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人 生徒本人・その他（ ）	申請者氏名	茨城 一郎

※日中に連絡が取れる携帯電話等の番号を記載してください。申請書の内容は

【対象となる高校生等について】

申請書類について確認する場合がありますので、日中連絡の付く連絡先を記載して下さい。その他連絡について、要望等があれば備考欄に記載して下さい。

ふりがな	いばらき たろう	生年月日	昭和 年 10 月 10 日
通信制の高等学校等に在学している場合は、当該学校の本校所在地である住所を記入願います。	茨城 太郎	〇〇高等学校	〇〇-〇〇

学する学校	学校の種類・課程・学科：①高等学校（全日制）	学校の種類・課程・学科	①高等学校（全日制）
学校の所在地	茨城 都道府県 〇〇 市区町村	〇〇-〇〇	
在学期間	平成〇〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		

過去の高等学校等における在学期間	学校名	△△立△△高等学校	年月日	~	年月日	学校の種類・課程・学科	①高等学校（全日制）	在学中に給付金を受給した回数	な 1 2 3 4 不明
	学校名	立	年月日	~	年月日	学校の種類・課程・学科	立	在学中に給付金を受給した回数	な 1 2 3 4 不明

ふりがな	氏名	生年月日	昭和 平成 年 月 日
------	----	------	-------------

在学する学校	学校の名称	国立	上記の者の他、平成26年4月以降に高校等に入学した兄弟姉妹（令和元年7月1日現在の在籍者）について上記と同様に記入して下さい。
	学校の所在地	学校名	
	学校設置者の名称		
	在学期間	年月日 ~ 年月日	

過去の高等学校等における在学期間	学校名	立	年月日	~	年月日	学校の種類・課程・学科	立	在学中に給付金を受給した回数	な 1 2 3 4 不明
	学校名	立	年月日	~	年月日	学校の種類・課程・学科	立	在学中に給付金を受給した回数	な 1 2 3 4 不明

・備考欄（その他連絡について、要望等あれば記載して下さい。）

様式1-2【家計急変様式】

(該当する口にレ印を付けてください。)

【家計急変が生じた日の属する月の翌月1日時点(※)の保護者等の収入の状況について】

※家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その日時点の保護者等の収入の状況

4月1日～6月末の間に家計急変が生じた場合は、7月1日時点の保護者等の収入の状況について記載してください。

次の者の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出します。

※別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分
		親権者1名分（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。）
②	<input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※下記内容を確認の上、口にレ点を付けてください。

<input type="checkbox"/>	私の世帯は、家計急変が生じた日の属する月の翌月1日時点(※)、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その日時点 4月1日～6月末の間に家計急変が生じた場合は、7月1日時点 ※生活保護（生業扶助）を受給している場合は、家計急変世帯への支援の対象外です。
--------------------------	---

【扶養親族の状況について】(非課税世帯のみ記入してください。)

当該世帯に家計急変が生じた日の属する月の翌月1日時点(※)、高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

→15歳（中学生は除く）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付してください。

	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
扶養親族の状況					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	

記入例

当する□にレ印を付けてください。
の収入の状況について】

【家計急変が生じた日の属す

※家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その日時点の保護者等の収入の状況
4月1日～6月末の間に家計急変が生じた場合は、7月1日時点の保護者等の収入の状況について記載してください。

次の者の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出します。

※別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出してください。

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分	○該当するチェックボックスに必ず <input checked="" type="checkbox"/> を入れて下さい。 ○別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の「添付する書類」を提出して下さい。 （チェックボックス欄に記載の該当者分）
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（親権者が、一時的場合は、その者を除く） ・離婚、死別等により親権者が ・親権者が存在するものの、家財証明書類等を提出できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	

※下記内容を確認の上、□にレ点を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	私の世帯は、家計急変が生じた日の属する月の翌月1日時点（※）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。 ※家計急変が生じた日が月の初日である場合は、その日時点 4月1日～6月末の間に家計急変が生じた場合は、7月1日時点 ※生活保護（生業扶助）を受給している場合は、家計急変世帯への支援の対象外です。
-------------------------------------	---

【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）

当該世帯に家計急変が生じた日の属する月の翌月1日時点（※）、高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入して下さい。

→15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。パート、アルバイト等をしていない場合は無職と記載して下さい。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
	姉	茨城 花美	平成〇年〇月〇日	大学〇年生	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	19歳
姉	茨城 花恵	平成〇年〇月〇日	〇〇高校3年生（全日制）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 通信制	18歳	
					<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	
					<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 専攻科	

高校生は課程（全日・定時・通信）を記入して下さい。

学生の場合は年齢も記載して下さい。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付して下さい。

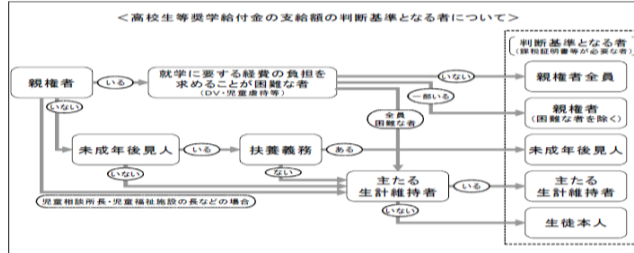
記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校（専攻科含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入すること。

【家計急変が生じた日が属する月の翌月1日時点の保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者等の家計急変の状況について、①～⑤の中から該当するもの1つにチェック☑を入れ、該当する方の別紙「家計急変該当者であることの証明書類」に記載の添付書類を提出してください。
- ロ 上記（イ）の「保護者等」とは、下図の最右欄【判断基準となる者】です。



※ 次の①～③はここでいう「保護者等」からは除かれています。

- ①児童福祉法の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長
- ②法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ③生徒の就学に必要な経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 「親権者1名分」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、次のような場合です。

- ・ひとり親家庭
- ・親権者は存在するが、家庭の事情によりやむを得ず親権者もう1名の家計急変状況報告書を提出できない場合。
 - (例) DV・養育放棄・児童虐待のため接触により危害が及ぶと考えられる場合
 - 失踪により接触することができない場合
 - 離婚協議中で、報告書の提出に応じてもらえない場合
- (注意) 親権者の1人が控除対象配偶者であっても、その方の報告書を省略することはできません。原則、親権者2名分の家計急変状況報告書を提出してください。
- (注意) 親権者の1人が基準日時点で海外在住の場合は給付対象外です。

ニ 「生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、親権者又は未成年後見人が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例)
- ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、父が死亡。未成年後見人は選任されおらず、祖父の収入により生徒の生計を維持している場合
 - 祖父の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出
 - ・両親の離婚により父が親権者となったが、その後、失踪。叔父の収入により生徒の生計を維持している場合
 - 叔父の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出

ホ 「生徒本人」の「家計急変該当者であることの証明書類」を提出するのは、親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者が存在しない場合で、具体的には次のようなケースです。

- (例) 生徒が成人であり、生徒の生計を主として維持している者が他にいない場合
- ヘ 「家計急変該当者であることの証明書類」を提出する場合のうち「未成年後見人」分を提出する場合は、選任審判書謄本の写し等を添付してください。「主たる生計維持者」又は「生徒本人」分を提出する場合は、扶養関係等の確認のため、生徒の健康保険証の写し等を提出してください。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校の専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

家計急変該当者であることの証明書類

【家計急変が生じた日：令和2年 月 日】

該当する理由	添付する書類	添付チェック欄
勤務する会社等を解雇された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前雇用主による解雇通告書の写し又は離職証明書 ・雇用保険受給資格者証の写し ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
勤務する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務する会社等が倒産したことを証明する書類 ・雇用保険受給資格者証の写し ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
勤務する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類 ・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等が破産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・破産宣告書の写し ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等が倒産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署に提出した事業廃止届の写し又は保険会社の証明書 ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) 	<input type="checkbox"/>
自らが経営する会社等の経営状況が悪化し、今年度の収入が激減した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) ・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) ・経営状況が悪化したことが判断できる書類 	<input type="checkbox"/>
主たる生計を担う者が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) ・死亡を証明する書類(死亡証明書、除籍謄本等) ・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>
主たる生計を担う者の疾病、怪我等による長期療養により、会社を休職して収入が大幅に減ったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) ・長期療養をしていることを証明する書類(医師の診断書、雇用主の作成した証明書等) ・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>
離婚したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得に関する証明書類(住民税課税証明書等) ・離婚したことを証明する書類(戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・個人事項証明書(戸籍抄本)・離婚受理証明等) ・今年度の所得見込み書(雇用主が証明したもの) 	<input type="checkbox"/>

※「家計急変が生じた日」及び「添付チェック欄」に記入のうえ、本書も申請書と併せて提出してください。

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

委任状

私が支給を受ける令和2年度茨城県私立高等学校等奨学給付金については、高校生等が在籍する私立学校の設置者にその受領を委任します。

また、支給される給付金の一部又は全部について、高校生等が在籍する私立学校の授業料以外の必要な経費に充てることについて了承します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

扶養申立書

私が主として下記の者を扶養していることを申し立てます。

1	被扶養者住所	〒	ふりがな	
			被扶養者氏名	
2	被扶養者住所	〒	ふりがな	
			被扶養者氏名	
3	被扶養者住所	〒	ふりがな	
			被扶養者氏名	
4	被扶養者住所	〒	ふりがな	
			被扶養者氏名	
5	被扶養者住所	〒	ふりがな	
			被扶養者氏名	

上記のとおり、事実相違がないことを証明します。

申請者住所 (扶養者住所)	〒	ふりがな	
		申請者氏名 (扶養者氏名)	印

記入

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

扶養申立書

私が主として下記の者を扶養していることを申し立てます。

1	被扶養者住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇	ふりがな	いぼらき はなみ
		茨城県水戸市笠原町〇-〇	被扶養者氏名	茨城 花美
2	被扶養者住所		ふりがな	
			被扶養者氏名	
3	被扶養者住所	〒	ふりがな	
			被扶養者氏名	
4	被扶養者住所	〒	ふりがな	
		<p>令和2年7月1日現在で扶養している15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者の住所・氏名を記入してください。 ※7月以降に家計急変が生じた場合は、家計急変が生じた日が属する月の翌月1日時点(家計急変が生じた日が月の初日であるときは、その日時点)で扶養している15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者の住所・氏名を記入してください。</p>		
5	被扶養者住所			

上記のとおり、事実相違がないことを証明します。

申請者住所 (扶養者住所)	〒〇〇〇-〇〇〇〇	ふりがな	いぼらき いちろう
	茨城県水戸市笠原町〇-〇	申請者氏名 (扶養者氏名)	茨城 一郎 印

申請書の申請者氏名と同一人物を記入、押印して下さい。

オンライン学習の通信費に係る誓約書

令和2年度に私が支給を受ける高校生等奨学給付金のうち追加支給分については、オンライン学習の通信費に充てることを誓約します。

申請者住所	〒	ふりがな	
		申請者氏名	印

※ 高校生等奨学給付金の支給に当たって疑義が生じた場合、御家庭における通信費の契約状況等について確認する場合があります。